

## 株式会社グッド・アイズ建築検査機構 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「good・eyes」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 構造計算適合性判定(以下「判定」という。)を要する建築物を含む場合においては、建設地の属する都道府県毎に知事が定める判定手数料額又は知事の指定を受けた判定機関の定める判定手数料額(2以上の判定機関がある場合にはその最高額)に10,000円を加えた額を判定に係る経費として前項の規定による額に加算する。判定を要する建築物については、部分的に接続して応力を分担する構造の場合を除き、2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分はそれぞれ別の建築物として適用する。

3 確認申請に係る建築計画において、面積に応じて別表第1-1に掲げる設計方法による場合の手数料額は、同表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に付加した額とする。(Ⅱ類は別表等1-1の1-(1)①②③は含まれる。)

4 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次3号に掲げる場合及び移転の場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合当該建築に係る建築物全体の床面積

(3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合、当該計画の変更に係る部分の床面積(面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積は、当該増加する部分の床面積

(4) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合、当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積算定の数値に、同一棟の既存建築物の床面積を加えた合計の面積とし、また別棟においては既存建築物の床面積に四分の一を乗じた数値(但し、上限を2,000㎡とする)を加えた合計の面積

(5) 増築等の建築物に関する確認の申請に係る手数料の計算においては前項の床面積算定の数値に、同一棟の増築(既存建物をエキスパンションジョイント等で接している場合)においては既存建築物の床面積に二分の一を乗じた数値を加えた合計の面積とし、また別棟の増築においては既存建築物の床面積に四分の一を乗じた数値(但し、上限を2,000㎡とする)を加えた合計の面積とする。但し、既存不適格建築物への遡及適用がある増築等については増築に係る建築物の床面積と遡及適用される建築物の部分の床面積と合計した床面積により別表第1並びに別表1-1を適用する。

(6) 前項の規定に係る遡及適用される建築物の部分が判定を要する建築物である場合においては、当該遡及適用される建築物の部分は新たに建築されるものとみなして、同条第2項及び第4項の規定を適用する。

(7) 既存の建築物の部分と合わせて別表第1-1に掲げる設計方法による増築等の確認の申請に係る手数料は、既存の建築物の部分を含む当該設計方法が適用される建築物の部分の床面積の合計を対象床面積として、前項の規定を適用する。

5 good・eyesが確認審査中であった建築物の計画を取り下げて概ね同一の計画を再申請し建築物を建築する場合、当該に係る部分の床面積の二分の一を乗じた面積とする。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。)の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、別表第4に掲げるとおりとする。

- (1) 建築設備を設置する場合(次3号に掲げる場合を除く。) 26,000円(但し、ホームエレベーターは18,000円)
- (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合 29,000円(同、18,000円)
- (3) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合 20,000円(同、10,000円)

2 業務規程第17条に規定する小荷物専用昇降機に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機一基について、別表第4に掲げるとおりとする。

- (1) 小荷物専用昇降機を設置する場合(次3号に掲げる場合を除く。) 16,000円
- (2) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合 16,000円
- (3) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合 10,000円

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 工作物で令第138条第1項に規定する工作物(以下「指定工作物等」という。)に関し、業務規程第7条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、別表第5に掲げるとおりとする。

- 2 令第138条第2項に規定する工作物(以下「遊戯施設等」という。)に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第5に掲げるとおりとする。
- 3 令第138条第3項第1号に規定する工作物(以下「製造施設等」という。)に関する確認の申請に係る手数料の額は、別途見積計算とする。
- 4 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第2条の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて準用する。この場合において、別表第1の適用については第3類に属するものとする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第28条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、中間検査申請一件につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) good・eyesの確認済証を受けた建築物の場合別表第2に掲げるとおりとする。
- (2) 前号以外の場合、別表第2に掲げる金額の3割増(千円未満切捨て)とする。
- (3) 法第7条の3第1項1号に規定する特定工程は全工区(2回目以降は打設工区の対象面積)に対象となる。

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第28条(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) good・eyesの確認済証を受けた建築設備の一の申請に係る建築設備の設置数が1の場合は32,000円(ホームエレベーターは18,000円)、但し建築設備等の中間検査の申請において、一の申請に係る設置数が2を超える場合における手数料の額は、別表第4に掲げるとおりとする。
- (2) 前号以外の場合、別表第4に掲げる金額の3割増(千円未満切捨て)とする。

2 業務規程第28条に規定する小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機一基につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) good・eyesの確認済証を受けた小荷物専用昇降機の一の申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が1の場合20,000円、但し小荷物専用昇降機の中間検査の申請において、一の申請に係る設置数が2を超える場合における手数料の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

(2) 前号以外の場合、別表第4に掲げる金額の3割増(千円未満切捨て)とする。

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第7条 工作物で令第138条第1項に規定する工作物(指定工作物等)に関し、業務規程第28条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、別表第5に掲げるとおりとする。

2 令第138条第2項に規定する工作物(遊戯施設等)に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、別表第5に掲げるとおりとする。

3 令第138条第3項に規定する工作物(製造施設等)に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、別途見積計算とする。

4 工作物である自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第2条の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて準用する。この場合において、別表第1の適用については第3類に属するものとする。

5 前1号から第4号以外の場合、別表第5に掲げる金額の3割増(千円未満切捨て)とする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程第34条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) good・eyesの確認済証を受けた建築物の場合別表第3に掲げるとおりとする。

(2) 前号以外の場合、別表第3に掲げる金額の3割増(千円未満切捨て)とする。

2 別表第3の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積

3 別表第3の床面積の合計は、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

4 申請に係る建築物について確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があつた場合における書類の審査の手数料の額は、計画変更手数料を「追加説明書審査手数料」と読み替えて適用する。

5 追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した手数料の額の二分の一の額とする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条 業務規程第34条に規定する建築設備(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) good・eyesの確認済証を受けた建築設備等の一の申請に係る建築設備の設置数が1の場合は32,000円(ホームエレベーターは20,000円)、但し建築設備の完了検査の申請において、一の申請に係る設置数が2を超える場合における手数料の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

(2) 前号以外の場合、別表第4に掲げる金額の3割増(千円未満切捨て)とする。

2 業務規程第34条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機一基につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) good・eyesの確認済証を受けた小荷物専用昇降機の一の申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が1の場合22,000円、但し小荷物専用昇降機の完了検査の申請において、一の申請に係る設置数が2を超える場合における手数料の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

(2)前号以外の場合、別表第4に掲げる金額の3割増(千円未満切捨て)とする。

- 3 完了検査において、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における書類の審査手数料は、「計画変更申請手数料」を「追加説明書審査手数料」と読み替えて適用する。
- 4 追加説明書の審査の結果、申請に係る建築設備の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した手数料の額の二分の一の額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第10条 工作物で令第138条第1項に規定する工作物(指定工作物等)に関し、業務規程第28条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表第5に掲げる額とする。

- 2 令第138条第2項に規定する工作物(遊戯施設等)に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第5に掲げる額とする。
- 3 令第138条第3項に規定する工作物(製造施設等)に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別途見積計算とする。
- 4 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第2条の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて準用する。この場合において、別表第1の適用については第3類に属するものとする。
- 5 前1号から第4号以外の場合、別表第5に掲げる金額の3割増(千円未満切捨て)とする。
- 6 完了検査において、確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における書類の審査手数料は、「計画変更申請手数料」を「追加説明書審査手数料」と読み替えて適用する。
- 7 追加説明書の審査の結果、申請に係る工作物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した手数料の額の二分の一の額とする。

(検査に係る出張費)

第11条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合、第5条から前条までの手数料の額に、別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構確認検査業務出張費規程」により計算した額を加算する。(但し、good・eyesの確認済証を受けた建築物の検査日と同日に行う建築設備は除く。)

(土曜、日曜及び祭日の検査)

第12条 中間検査、完了検査を土曜、日曜及び祭日に行う場合は30,000円を、第5条から第10条までの手数料の額に加算する。

(各種届出に関する手数料)

第13条 各種届出の受付処理に関する手数料の額は、次の各号に掲げる場合について、届出一件につき、別表第6(各種届出)に掲げる通りとする。

- (1) 工事の申請取り止め届 2,000円
- (2) 工事監理者届 2,000円
- (3) 工事施工者届 2,000円
- (4) 記載事項訂正届 2,000円
- (5) 建築主等変更届 2,000円

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更手数料)

第14条 建築基準法施行規則第3条の2に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更を行う軽微変更届(追加検討による場合を含む。)に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、別表第6(軽微な変更説明書)に掲げる通りとする。

- (1) 軽易なもの(一戸建て) 2,000円
- (2) 軽易なもの(その他) 4,000円
- (3) 適合が明らかで慎重な審査を要するもの(構造関係、計算を要する審査等)当該計画変更部分に係る床面積の四分の一を対象面積とした額

(あらかじめ検討による手数料の割増)

第15条 あらかじめ検討による手数料の割増は、手数料別表1-1(あらかじめ検討)に掲げる通りとする。

- (1) 外形が変わらない軽易な検討 申請手数料の20%
- (2) 構造計算に係るあらかじめの代替的設計 申請手数料の50%

(別途手数料)

第16条 good・eyesが確認済証、中間検査合格証、又は検査済証を再交付する場合の手料金は、1通につき10,000円とする。

- 2 good・eyesが確認検査等の記載事項証明書を交付する場合の手料金は1通につき5,000円とする。
- 3 中間検査、完了検査のいずれかの場合において、検査日の当日に変更を行った場合には検査手数料の全額を、検査日の前日の営業時間内に変更を行った場合には検査手数料の二分の一の金額を徴収する。
- 4 申請物件において審査請求や民事訴訟となった場合には、別途手数料を必要とする。

(手数料の減額)

第17条 次の各号いずれかにおいて、手数料を減額することができるものとする。

- 一 確認申請、中間検査(必要に応じて)、完了検査手数料を一括で支払う場合
- 二 年間受注件数に応じて包括契約を結んだ場合
- 三 その他確認検査業務が効率的に実施できること等が総合的に判断して認められる場合にあっては実費その他の事情を勘案し、減額することができるものとする。

(手数料等の返戻)

第18条 収納した確認検査手数料は返戻しない。ただし、good・eyesの責めに帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかった場合には、建築主へ返戻する。

- 2 判定を要する部分を含む建築物の計画について、good・eyesが確認審査中で当該判定を受けるに至らない時点で申請者が取り下げを行う等good・eyesが確認審査の終了までに判定を行わなかった場合において、当該判定に係る経費を加算した確認の申請手数料が既に支払われているときは、事務経費を差し引いた判定手数料相当額を申請者に返戻する。

(附則)

この規程は、平成17年11月1日より施行する。

(平成18年3月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成18年4月1日より引受けたものより施行する。

(平成18年9月1日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成18年9月1日より引受けたものより施行する。

(平成19年10月20日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成19年11月1日より引受けたものより施行する。

(平成20年1月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成20年2月1日より引受けたものより施行する。

(平成20年6月20日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成20年6月20日より引受けたものより施行する。

(平成20年8月30日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成20年9月1日より引受けたものより施行する。

(平成21年3月30日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成21年4月1日より引受けたものより施行する。

(平成22年5月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成22年6月1日より引受けたものより施行する。

(平成22年7月31日改訂附則)

この改訂後の規程は、平成22年8月1日より引受けたものより施行する。

平成17年9月11日制定

平成18年3月31日改訂

平成18年9月1日改訂

平成19年10月20日改訂

平成20年1月31日改訂

平成20年6月20日改訂

平成20年9月1日改訂

平成21年4月1日改訂

平成22年6月1日改訂

平成22年8月1日改訂

別表1

別表第1 建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)			
	建築物の用途			
	第Ⅰ類	第Ⅱ類	第Ⅲ類	第Ⅳ類
30㎡以内のもの	14,000円	36,000円	26,000円	35,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	18,000円	56,000円	36,000円	45,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	26,000円	66,000円	46,000円	55,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	42,000円	86,000円	56,000円	65,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	48,000円	96,000円	66,000円	75,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	/		120,000円	130,000円
1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの			180,000円	190,000円
1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの			200,000円	210,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの			260,000円	290,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの			320,000円	350,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			360,000円	390,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの			400,000円	430,000円
6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの			420,000円	450,000円
7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの			440,000円	470,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの			460,000円	490,000円
10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの			560,000円	590,000円
15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの			600,000円	630,000円
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの			620,000円	650,000円
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの			720,000円	750,000円
50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの			880,000円	950,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの			1,000,000円	1,100,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,400,000円	1,700,000円		
200,000㎡を超えるもの	1,800,000円	2,100,000円		

第Ⅰ類: 一戸建ての住宅・(4号、型式認証)

第Ⅱ類: 一戸建ての住宅(構造付)

第Ⅲ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類以外の住宅等、事務所等

第Ⅳ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類以外の用途

別表第1-1 建築物に関する確認申請追加手数料

1-(1) 構造計算(限界耐力計算を除く)の審査を要する追加手数料(Ⅱ類は①②③は含まれる。)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)
100㎡以内のもの	20,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	30,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	40,000円
壁量計算の審査を要する建築物(令46条)	12,000円
Ⅱ類構造適合性判定を必要とする建築物	20,000円
構造適合性判定を必要とする建築物で500㎡以内のもの	60,000円

1-(2) 構造計算上の別棟の審査を要する追加手数料

建築物の種別	手数料の額(単位:円)
構造計算上の別棟の審査を要する建築物	基本手数料×0.2×(n-1)

【n: 構造計算上の別棟となる総棟数】

1-(3) 限界耐力計算(免震)等の審査を要する追加手数料

建築物の種別	手数料の額(単位:円)
限界耐力計算等の審査を要する建築物	基本手数料の20%

2 増築等の場合で、既存部分に構造審査が遡及される場合

建築物の種別	手数料の額(単位:円)
増築等の場合で、既存部分に構造審査を要する建築物	基本手数料×20%

3 天空率の審査を要する追加手数料

床面積の合計	手数料の額(単位:円)
500㎡以内のもの	10,000円

4 性能規定等の審査を要する追加手数料(避難安全検証法、耐火安全検証法等)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)
2,000㎡以内のもの	40,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	60,000円
5,000㎡を超えるもの	基本手数料の30%

5 バリアフリー法、バリアフリー条例、浄化槽、エレベータ併願の審査を要する追加手数料

床面積の合計	手数料の額(単位:円)
500㎡以内のもの	5,000円

6 あらかじめ検討に関する追加手数料

建築物の種別	手数料の額(単位:円)
外形が変わらない軽易な変更	基本手数料の20%
構造計算に係るあらかじめの代替的設計	基本手数料の50%

別表2

別表第2 建築物に関する中間検査申請手数料(第5条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)			
	建築物の用途			
	第Ⅰ類	第Ⅱ類	第Ⅲ類	第Ⅳ類
30㎡以内のもの	22,000円	26,000円	26,000円	45,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	30,000円	46,000円	48,000円	55,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	36,000円	56,000円	58,000円	65,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	46,000円	66,000円	68,000円	75,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	52,000円	86,000円	88,000円	95,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	/		120,000円	130,000円
1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの			140,000円	150,000円
1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの			160,000円	170,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの			180,000円	190,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの			200,000円	210,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			220,000円	230,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの			240,000円	270,000円
6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの			260,000円	290,000円
7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの			280,000円	310,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの			300,000円	330,000円
10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの			400,000円	430,000円
15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの			420,000円	470,000円
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの			480,000円	510,000円
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの			520,000円	570,000円
50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの			600,000円	650,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの			680,000円	770,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	860,000円	1,050,000円		
200,000㎡を超えるもの	1,200,000円	1,300,000円		

第Ⅰ類: 一戸建ての住宅・(4号、型式認証)

第Ⅱ類: 一戸建ての住宅(構造付)

第Ⅲ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類以外の住宅等、事務所等

第Ⅳ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類以外の用途

別表3

別表第3 建築物に関する完了検査申請手数料(第8条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)			
	建築物の用途			
	第Ⅰ類	第Ⅱ類	第Ⅲ類	第Ⅳ類
30㎡以内のもの	22,000円	26,000円	26,000円	45,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	30,000円	46,000円	48,000円	55,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	36,000円	56,000円	58,000円	65,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	46,000円	66,000円	68,000円	75,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	52,000円	86,000円	88,000円	95,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	/		140,000円	150,000円
1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの			180,000円	190,000円
1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの			200,000円	210,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの			240,000円	250,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの			260,000円	290,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			280,000円	310,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの			300,000円	330,000円
6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの			320,000円	350,000円
7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの			340,000円	370,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの			380,000円	410,000円
10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの			460,000円	490,000円
15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの			520,000円	550,000円
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの			580,000円	610,000円
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの			620,000円	650,000円
50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの			680,000円	730,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの			780,000円	810,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの			1,000,000円	1,100,000円
200,000㎡を超えるもの	1,200,000円	1,300,000円		

第Ⅰ類: 一戸建ての住宅・(4号、型式認証)

第Ⅱ類: 一戸建ての住宅(構造付)

第Ⅲ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類以外の住宅等、事務所等

第Ⅳ類: 第Ⅰ類、第Ⅱ類、第Ⅲ類以外の用途

## 別表4

## 別表第4 建築設備に関する確認申請手数料、中間検査手数料、完了検査手数料(第3条、第6条、第9条関係)

## 1. 確認申請手数料

建築設備		手数料の額(単位:円)
昇降機 [エレベーター、エスカレーター] (ホームエレベーター)	昇降機を設置する場合(以下の各項に該当する場合を除く。)	26,000円 (18,000円)
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	29,000円 (18,000円)
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	20,000円 (10,000円)
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合(以下の各項に該当する場合を除く。)	16,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	16,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	10,000円

## 2. 中間検査手数料

建築設備	設置数[一の申請に係る建築設備](単位:基)	手数料の額(単位:円)
昇降機 [エレベーター、エスカレーター] (ホームエレベーター)	10以上	16,000円 (8,000円)
	6以上9以下	18,000円 (10,000円)
	2以上5以下	22,000円 (14,000円)
	1	32,000円 (18,000円)
小荷物専用昇降機	6以上	14,000円
	2以上5以下	16,000円
	1	20,000円

## 3. 完了検査手数料

建築設備	設置数[一の申請に係る建築設備](単位:基)	手数料の額(単位:円)
昇降機 [エレベーター、エスカレーター] (ホームエレベーター)	10以上	20,000円 (10,000円)
	6以上9以下	25,000円 (12,000円)
	2以上5以下	30,000円 (16,000円)
	1	32,000円 (20,000円)
小荷物専用昇降機	6以上	16,000円
	2以上5以下	18,000円
	1	22,000円

別表5

別表第5 工作物に関する確認申請手数料、中間検査手数料、完了検査手数料(第4条、第7条、第10条関係)

1. 確認申請手数料

工作物		手数料の額(単位:円)	
令138条 第1項	1号、 2号、 4号、 5号 (擁壁等)	同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で4m以下の工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	38,000円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	38,000円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	22,000円
		同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で4mを超えるもので10m以下の工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	48,000円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	48,000円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	38,000円
		同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で10mを超えるもの又は長さが20mを超える工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	68,000円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	68,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	48,000円	
	3号 (広告塔等)	同項第3号に規定する広告塔等の工作物で、4mを超えるもので15m以下の工作物を築造する場合	34,000円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	34,000円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	20,000円
		同項第3号に規定する広告塔等の工作物で、15mを超えるもの又は屋上広告塔となる工作物を築造する場合	58,000円
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	58,000円
確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合		38,000円	

令138条第2項 (遊戯施設等)	同項第1号に規定する工作物(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))	50,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	50,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	40,000円
	同項第2号、3号の遊戯施設等の工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの	50,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	50,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	40,000円
	同項第2号、3号の遊戯施設等の工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの	別途見積
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyes以外の者から受けている場合	別途見積
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をgood・eyesから受けている場合	別途見積

2. 中間検査手数料

工作物		手数料の額(単位:円)	
令138条 第1項	1号、2号、4号、5号(擁壁等)	同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で4m以下の工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	32,000円
	1号、2号、4号、5号(擁壁等)	同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で4mを超えるもので10m以下の工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	32,000円
	1号、2号、4号、5号(擁壁等)	同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で10mを超えるもの又は長さが20mを超える工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	32,000円
	3号(広告塔等)	同項第3号に規定する広告塔等の工作物で、4mを超えるもので15m以下の工作物を築造する場合	28,000円
	3号(広告塔等)	同項第3号に規定する広告塔等の工作物で、15mを超えるもの又は屋上広告塔となる工作物を築造する場合	42,000円
令138条第2項 (遊戯施設等)		同項第1号に規定する工作物(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))	40,000円
		同項第2号、3号の遊戯施設等の工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの	50,000円
		同項第2号、3号の遊戯施設等の工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの	別途見積

3. 完了検査手数料

工作物		手数料の額(単位:円)	
令138条 第1項	1号、2号、4号、5号(擁壁等)	同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で4m以下の工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	38,000円
	1号、2号、4号、5号(擁壁等)	同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で4mを超えるもので10m以下の工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	48,000円
	1号、2号、4号、5号(擁壁等)	同項第1号、2号、4号、5号に規定する擁壁等の工作物で10mを超えるもの又は長さが20mを超える工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く。)	68,000円
	3号(広告塔等)	同項第3号に規定する広告塔等の工作物で、4mを超えるもので15m以下の工作物を築造する場合	36,000円
	3号(広告塔等)	同項第3号に規定する広告塔等の工作物で、15mを超えるもの又は屋上広告塔となる工作物を築造する場合	58,000円
令138条第2項 (遊戯施設等)		同項第1号に規定する工作物(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))	50,000円
		同項第2号、3号の遊戯施設等の工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は高さが4m以下のもの	別途見積
		同項第2号、3号の遊戯施設等の工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの	別途見積

別表6

別表第6 各種届出等の受付処理に関する手数料

(1) 各種届出

各種届出	手数料の額(単位:円)
建築工事の取り止め届	2,000円
工事監理者届	2,000円
工事施工者届	2,000円
記載事項訂正届	2,000円
建築主等変更届	2,000円

(2) 軽微な変更説明書

軽微な変更説明書	手数料の額(単位:円)
変更において軽易なもの(一戸建て)	2,000円
変更において軽易なもの(その他)	4,000円
適合が明らかで慎重な審査を要するもの	対象面積の1/4